

第2期山形県イノシシ管理計画の概要

1 計画策定の目的

県内に生息するイノシシについて、鳥獣保護管理法*1に基づき、生息数を適正な水準に減少させるとともに、その行動域を適正な範囲に抑制し、農林業被害の軽減及び生態系被害の防止を図ることを目的とする。

*1：鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

2 計画の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）

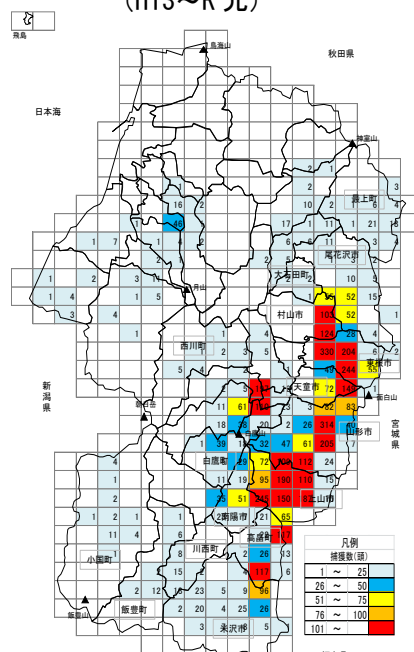
3 県内のイノシシに関する現状

○ イノシシの捕獲頭数については、平成19年度から徐々に増加し、対前年度比で平成28年度は約3倍、平成30年度は約2倍に急増するなど増加し続け、令和元年度は有害捕獲等により計2,002頭が捕獲されている。

○ イノシシによる農作物被害については、平成19年度に上山市及び天童市で初めて農作物被害が確認されて以降、被害発生市町村数は増加しており、令和元年度までに27市町で被害発生が報告されている。被害発生地域の拡大に伴い、農作物被害額は平成27年度から約3倍に急増した。

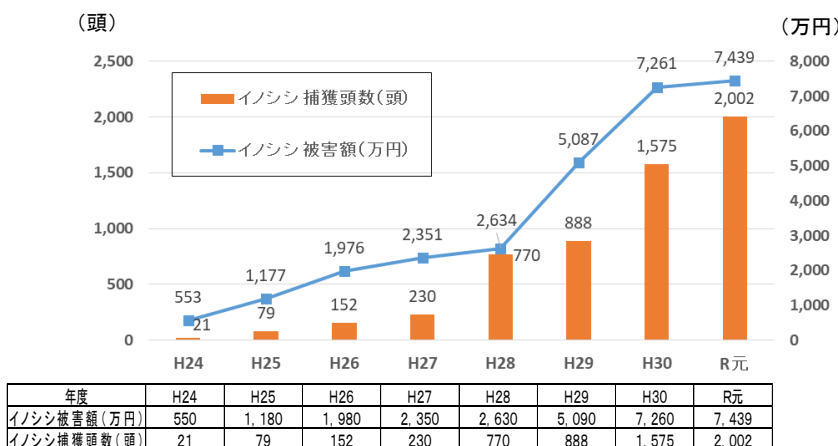
令和元年度は、水稻、さくらんぼ等の果樹、ねぎ等の野菜など、200haの面積で423トン、7,439万円相当の被害が発生した。生活環境被害では公園やゴルフ場の芝の掘り返し、生態系被害ではヒメサユリの食害等が発生している。

イノシシ捕獲地点分布図 (H13~R元)



(資料：山形県みどり自然課)

イノシシによる農作物被害額と捕獲頭数の推移 (H24~R元)



(資料：H24~R元農作物被害状況調査/山形県みどり自然課)

《本県の鳥獣による農作物被害の現状》

本県の鳥獣による農作物の被害金額は、近年5億円台で推移していたが、令和元年度は約4億6,400万円台まで減少した。

一方、イノシシによる被害金額は、ここ数年約2千万円ずつ増加していたが、令和元年度は前年度から微増の約7,439万円となっている。主な被害作物は、水稻が約4,271万円、果樹が約1,260万円となっている。

4 管理目標

①農作物被害の軽減

「被害防除対策」、「生息環境管理」及び「捕獲対策」を組み合わせた総合的な対策に取り組み、被害を段階的に減少させ、令和元年度対比で被害金額を2割程度減少させる。

年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
被害金額(万円)	7,439	7,600	7,600	7,400	7,000	6,500	6,000

②捕獲目標と推定生息頭数の抑制

推定生息頭数に対する捕獲頭数の割合を段階的に高め、推定生息頭数を減少に転じさせる。

現状 (R元年度)		抑制	R6年度		減少	目標 (R7年度)	
捕獲頭数	2,002頭		捕獲頭数	3,700頭		捕獲頭数	3,600頭
捕獲頭数の割合	21.8%		捕獲頭数の割合	29.6%		捕獲頭数の割合	29.5%
推定生息頭数	約9,200頭		推定生息頭数	約12,500頭		推定生息頭数	約12,200頭

③生息環境管理の推進

住民が主体となり、除草、廃果や放任果樹の撤去及び緩衝林の整備等を行い、イノシシにとって生息しにくい地域づくりに取り組む地域を増加させる。

④捕獲の担い手の確保

狩猟免許所持数(延べ件数)
R元：2,972件→R7：3,500件

5 具体的な管理方式

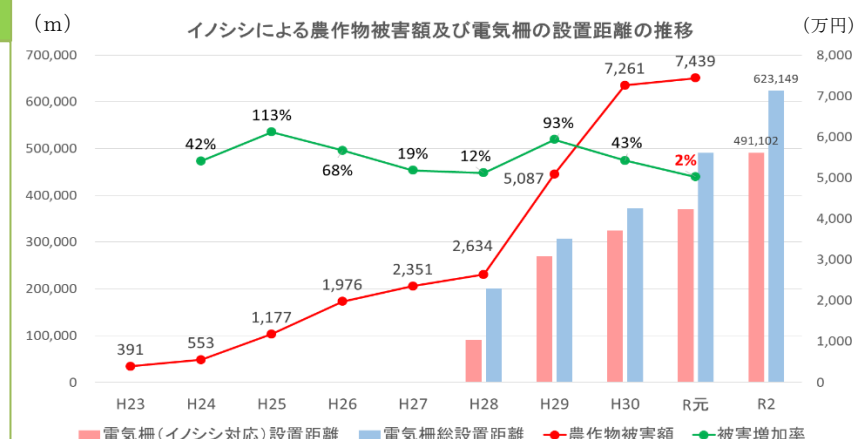
住民主体による効果的な被害対策の実施

市町村の被害防止計画*2に基づき実施する被害防止活動を支援し、「被害防除対策」、「生息環境管理」及び「捕獲対策」を組み合わせ、住民主体の集落単位による総合的な取組みを推進する。さらに得られた成果を周辺地域に波及させる。

*2：鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の基本指針に即して市町村が定める被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するための計画

①被害防除対策

- 被害軽減効果が高い電気柵、ワイヤーメッシュ柵などの侵入防止柵の設置と適切な維持管理の徹底
- 鳥獣被害防止総合対策交付金を活用した集落単位の広域的な被害対策の推進
- 他の獣類に対する効果も考慮した地域の実情に合った柵の設置



②生息環境管理

- 集落周辺や河川敷等の除草、廃果の除去、放任果樹の伐採及び緩衝林の整備等の推進
- 研修会等を通じた住民主体の取組みに向けての合意形成の促進

③捕獲対策

- 狩猟期間及び有害捕獲許可期間の延長による切れ目のない捕獲対策の推進
- 捕獲強化エリアの設定
- 新規狩猟者の確保・育成強化のため狩猟免許試験の受験機会を確保

